unisize_SDK 使用許諾契約

unisize_SDK のダウンロード前に、以下の使用許諾契約をよく読み、同意いただける場合のみ利用を行ってください。なお、SDK を当社提供のサイトからダウンロードされた場合、またはその他の方法により SDK を入手され、使用を開始した場合には、本使用許諾契約に同意いただけたものとみなします。

株式会社メイキップ(以下「当社」といいます)は、「本 SDK」(第1条に定めます)の使用許諾に関し、次の通り使用条件を定めます。この使用条件を承諾した場合に限り、本 SDK を使用することができます。

第1条定義

本契約書において使用する次の用語の意味は、以下のとおりとします。

- 1. 【本サービス】 unisize
- 2. 【本SDK】本条第3号~第5号にて定める「本ドキュメント」「本サンプルソースコード」「本ライブラリ」で構成される、当社が開発者に対して提供するスマートフォンおよびタブレットコンピューター向けアプリケーション用ソフトウェア開発キット
- 3.【本ドキュメント】本SDK内「docs」フォルダ以下に格納されている文書の総称
- 4.【本サンプルソースコード】本ソフトウェア内「sample」フォルダ以下に格納されている、ソースコードおよびプロジェクトファイルの総称
- 5.【本ライブラリ】本ソフトウェア内「libs」フォルダ以下に格納されている、unisize を利用するために、 当社が開発者に対して提供するスマートフォンおよびタブレットコンピューター向けアプリケーション用ラ イブラリおよびヘッダファイルの総称
- 6. 【ライセンシー】本ソフトウェアをダウンロードその他の方法で入手し、使用する者(個人および法人を 含みます)

第2条 使用許諾

- 1. 本契約に記載される条件に従い、当社はライセンシーに対し、以下の非排他的権利を許諾します。
- (1) 本 SDK および修正ソースコード(以下にて定義されます)を、ライセンシーのサービスの開発及びテスト目的で利用及び複製すること。
- (2) 本サンプルソースコード(本 SDK の一部として配布されるサンプルソースコードのことをいいま
- す)を修正し、その派生物(以下「修正ソースコード」といいます)を作成すること。
- (3) 本サンプルソースコード及び修正ソースコードをオブジェクトコードとしてライセンシーのサービスに組み込むためにこれらをコンパイルし、本サービスを第三者に頒布すること。

第3条 知的財産権の帰属

- 1. 本 SDK の著作権その他知的財産権及びその他一切の権利は、当社及び本 SDK に関連する原権利者に帰属します。
- 2. 本契約によって明示的に許諾される権利を除いては、いかなる権利もライセンシーに譲渡又は許諾されないものとします。

第4条 禁止事項

ライセンシーは、本 SDK について次の事項を行ってはならないものとします。

- (1) 本契約によって許諾される範囲を超えた使用、頒布又は複製
- (2) 本契約により明示的に許諾される行為を除く、改変、リバースエンジニアリング又は逆アセンブルもしくはこれらに類する行為
- (3) 本 SDK 内の商標または著作権、商標、特許又はその他の知的財産権表示の変更又は削除

第5条 免責及び責任の制限

- (1) 本 SDK (関連ドキュメントを含む) は、現状有姿にて、何らの保証なくライセンシーに提供されるものとします。適用される法令により最大限許容される範囲において、当社は、本 SDK に関して、明示、黙示、法定、その他を問わず、商品性又は特定目的への適合性の黙示の保証を含むいかなる保証も行わないものとします。
- (2) 当社は、ライセンシー又はその他いかなる第三者に対しても、本契約又は本 SDK に起因する又は関連する、通常損害、直接損害、間接損害、特別損害、結果的損害、付随的損害、懲罰的責任又は逸失利益について、当該損害が予見可能であったか又は当社が当該損害の可能性について知らされていたかどうかに関わらず、責任を負わないものとします。

第6条 反社会的勢力排除

ライセンシーは、ライセンシー、およびライセンシーの親会社、子会社等の関連企業並びにライセンシーの 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)、従業員、又は自己の主要な出 資者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準じるもの(以下「反社会的勢力」という)ではないこと、反社会的勢力ではなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、暴力的な要求行為、反社会的勢力を名乗る等して取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、当社の名誉・信用を毀損し、業務の妨害を行い若しくは不当要求行為、その他これらに準ずる行為をなさないことを表明し、保証します。

第8条 機密情報

「機密情報」とは、当社あるいは、原権利者の、非公開の企業情報、技術情報をいい、当社あるいは、原権利者の営業秘密、ノウハウであり、口頭あるいは、書面をもって「機密」と指定されたもの、また、ライセンシーをして、当社あるいは原権利者の機密・所有として認識されるべきものを含みますが、これに限定されません。ライセンシーは、機密情報を極秘扱いとすることに同意し、当社あるいは原契約者の書面による承諾がない限りは、機密情報を利用できません。ライセンシーは、権限のない者に機密情報へアクセスさせないことを保証します。上記にかかわらず、機密情報には、次の情報は含まれません:

- (1) ライセンシーの契約違反によらず、公知となっているもの
- (2) 機密情報とは無関係にライセンシーにて開発されたもの
- (3) 開示制限なく、ライセンシーに対して第三者により正当に開示されたもの。

第9条 商標権

当社社名およびその他関連ロゴ・デザイン(以下「商標等」といいます。)は、日本などにおいて登録されている当社の占有商標であり、ライセンシーは、当社より商標許諾権を得ることなく、又は本契約上にて明示的に許諾されている場合を除き、商標等を使用あるいは、複製することはできません。本 SDK あるいは、当社のホームページに掲載されている、その他全ての商標、商品名あるいはサービスマークは、それぞれの所有者の専有的財産となり、その無断複写・転載を禁じます。

第10条 その他

- 1. 本契約は、ライセンシーが本 SDK のダウンロード又は使用をし、又はその他本契約に明示的に同意したときから発効し、 ライセンシーが本 SDK の使用を終了し本 SDK 及びその複製物をすべて永久的に削除するか、又は第2項に基づき当社が本契約を解除するまで有効とします。
- 2. ライセンシーが本契約のいずれかの条項に違反した場合、当社はライセンシーに何らの催告をすることなく、直ちに本契約を解除できるものとします。 この場合、ライセンシーは本 SDK を永久的に削除するとともに本 SDK 及びその複製物のすべてを、 当社の指示に従って削除するものとします。
- 3. ライセンシーの本契約違反によって当社が損害を受けた場合、当社はライセンシーに対して損害賠償を請求できるものとします。また、当社は、その理由を問わず、本契約の解除によりライセンシー又は第三者に発生した損害を賠償する責任を一切負わないものとします。
- 4. 本契約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。本契約に関連して生じた紛争について裁判による解決を図る場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

2024年6月7日制定